評価の契機が強調されることになり、この点で我妻民法学はサ レイユ民法学と対照をなすと思われる。 れた存在を獲得しているように見える。その結果、国家による

もに、概念の構成という作用が持つ意味についても再考を促し 民法学における意思概念の内容について再考を促しているとと レイユ民法学における意思概念の構成は、このように日本

れていると考えられる。 意義を有するものとして、概念構成を捉える可能性が、 の偏重が指摘されるなかで、法的世界観の提示という価値的な 有の作用として、また、社会問題を離れた技術的な概念構成 ていると考えられる。法学の自律性が問われるなかで、法学固 示唆さ

\overline{f} 残された課題

い権利義務、そして権利義務以外のものについて検討すること、 もの〉という上位の問題に展開すること、物や、行為によらな クストと対比することや、〈サレイユ民法学における法学的な された課題として、通時的なコンテクストや非法学的なコンテ 以上が本研究の課題とそれに対する解答の概要であるが、残

といった課題を、そしてサレイユ民法学の理解に基づいて日本 民法学を実践するという課題を、ひとまず挙げることができる。

以下、一二号二二二八頁以下(以上、二〇二〇年)、一三八卷二号 卷九号一六四四頁以下、一〇号一八六五頁以下、一一号二一〇六頁

頁以下、六号一○六九頁以下、七号一二六三頁以下(以上、二○二 四三九頁以下、三号六三〇頁以下、四号七一五頁以下、五号九三七

一年)。

本研究はJSPS科研費 JP19K13556の助成を受けたものである。

(東北大学准教授)

ドイツ売買論の現在

判例・学説・立法の三位 体

中 宏 治

H

はじめ

は、現代ドイツ民法学に関する、ディーター・ライボルト教授 告では、拙著中の一○の論点から、五つを紹介した。 との共同研究である。二○二一年一○月九日の私法学会個別報 今般上梓した拙著『ドイツ売買論集』(信山社、二〇二一年)

げた四〇分間の報告原稿(本文約一万二千字、注釈含め約二万

本稿は、予めネット上で配布し、

オンライン生中継で読み上

における法学的なもの (一) ~ (一〇・完) 」法学協会雑誌一三七 拙稿「事実的基礎としての意思とその法的構成――サレイユ民法学

八千字)のうち、本文を半分に短縮したものである。

特定物と種類物の区別 (拙著五九頁

新刊書の書店、 問 題

コンビニエンスストアなど、セルフサービス

1

類物のどちらか? 物であることについては異論がない。では、 に直接持っていって代金を払ったとしよう。このとき机が種類 シートを持って商品引渡所で受け取り、椅子は小さいのでレジ 家具量販店で机と椅子を購入する場合に、机は大きいのでレ の店舗で、 客が商品をレジへ持って行く場合である。たとえば 椅子は特定物・ 種

そが重要である。 難だということが民法の規定や学説の基礎にある、 応多数説は種類物説であるが、特定物・種類物の区別は困 という点こ

日本(拙著四〇八頁

ドイツの多数説にならい、 ・題自体が意識されることがなかったけれども、 種類物説を採る 本稿では、

Ξ 異なる物の給付保持 (拙著一〇七頁

問 題

BMW社製の三一 フォ ルクスワーゲン社製のゴルフを売却したところ、誤って 八一を引き渡してしまったときは、買主は、

BMWを保持できるか否か?

多数説は、 特定物売買・種類売買を問わず、

異なる物の給付

2

K

"

保持を肯定する。こう考えるからである。 不当利得の問題であること

まず、仮に、買主の給付保持が認められない=売主の返還請

得である(ドイツ民法八一二条一項)。

求が認められる、とすれば、その請求権の発生原因は、

(2) 「法律上の原因なく」が満たされないこと

たされない、と考える。なぜならば、ドイツ民法四三四条三項 しかし、不当利得の要件としての「法律上の原因なく」は

とりわけ種類売買において困難な、 買においては異なる物の給付を瑕疵ある物の給付として扱い、 両者の区別 たとえば

また物の瑕疵がある」と規定するからである。この規定は、 が「売主が引き渡した物が異なる場合または不足する場合にも

ワイン」か 不正添加物入りワインは「ワインとは異なる物」 そうすると、 異なる物が給付された場合は、 を無用とすることを趣旨としている。 瑕疵ある目的 か 「瑕疵ある

が代物請求するときだけである(ドイツ民法四三九条五項の規 る物が給付された場合に目的物の返還義務が生じるのは、 が給付された場合と法律上は同じ扱いになる。そして、 瑕疵あ

求は、 ある 定に従って、代物給付と引換えに返還する義務が生じるからで (ドイツ民法三四六条一項・三四八条))。そして、代物請 代物請求権という買主の権利行使であるので、それをす

るか否かは権利者の自由である。

したがって、買主には、

うのが多数説(肯定説)の論理である。「異なる物」を所有物として保持し続けることができる、とい「異なる物」を所有物として保持し続けることができる、といに「法律上の原因」があるので、不当利得が成立せず、買主は行使をしないで給付を保持する自由もある。つまり、給付保持

則によってその結論を是正することが主張されている。則によってその結論を是正することが主張されている。

(3) 錯誤規定の不適用

なお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことにつなお、

3 日本(拙著三八三頁)

そして、ドイソの多数说こだい、買生り追宅青状権(長よ丘なったことから、ほぼ同様に論じることができる。任として追完請求権が規定され、他方で錯誤の効果が取消しと一のが国でも、平成二九年改正によって、一方で契約不適合責

の規定(民法九五条)の「意思表示」には含まれない、と解す物の給付保持を肯定するべき、と考える。また、弁済は、錯誤(民法七〇三条)を肯定し、不当利得の成立を否定し、異なる六二条一項)を理由に、不当利得における「法律上の原因」六二条一項)を理由に、不当利得における「法律上の原因」

条項の規定の適用を特にこの論点では考慮するべきである。なお、ドイツ法にならい、結論が妥当性を欠く場合には一るべきである。

買主自身の瑕疵修補(拙著一三三頁

問題

几

1

X(買主)が自動車販売業者Y(売主)から新車一台を購入

一部の償還を求めたいが、認められるか否か? 二六条二項後段)を根拠に、その修理費用相当額の全部または対し、危険負担における利益償還請求権の規定(ドイツ民法三対し、危険負担における利益償還請求権の規定(ドイツ民法三と、というでは、そこで、Xは、――Yに追完の催告をすることとが、選月に目的物が引き渡されたけれども、半年後にエンジした。翌月に目的物が引き渡されたけれども、半年後にエンジ

2ドイ

肯定説によれば、契約総則の規定の適用(または類推適用)

発生しない、と解釈する。の規定を根拠にすることもできない趣旨なので、この請求権はの規定を根拠にすることもできない趣旨なので、この請求権が売買の節に規定されていないことは総則によってこの請求権は生じる余地がある。それに対し、否定説

は後者の立場を採っていることが明確である。――前者を一車線(複線)の思考様式、と言う。そして、判例――後者を二車線(単線)、――両者の規定の適用を分けるドイツでは、――売買の規定と契約総則の規定を一本化する

三七条一号,四三九条一項)。

その際、

X は、

Yに対し、それ

いう形で問題とすることができる 民法五三六条二項後段の規定の適用または類推適用の可否、 本法でも、 契約不適合を買主自身が修補した場合における ٢

3

本

(拙著四

Ŧi. 頁

できない、と考える。 とは許さない趣旨と解釈し、 定されていないということは、買主がそれを契約総則の規定 益償還請求権が「契約不適合責任」の一環として売買の節 が主張されている。 危険負担の民法五三六条二項後段) 学説としては、ドイツ法とは逆に、肯定説 しかし、本稿では、ドイツ法にならい、 買主は利益償還請求をすることが を根拠にして取得するこ (磯村保説))だけ に規 利

 \overline{A} 頁 代物給付における使用利益返還 (拙著 九七

1 問 題

知らされたYは、 部のホウロウが剥がれ落ちていることを知った。同月、それを ○四年一月に、Xは、電気レンジセット下部の電気オープン内 万円余り)で注文し、二〇〇二年八月、 クヴェレ)対し、 二〇〇二年夏、 オーブンの代物を引き渡した(ドイツ民法四 電気レンジセットを五二四. 九〇ユーロ X(買主) は、大手通信販売業者Y 引渡しを受けた。二〇 (売主、 六

> 当初 七ユーロを請求した。 月)まで一年五箇月にわたるAの使用利益相当額一一九.九 の引渡し(二〇〇二年八月) 認められるか否か? から代物引渡し(二〇〇四

2 K

判例は、

る過程が重要である。 結局、否定説を採るに至る。ここではその判断に至

否かの判断を求め、欧州裁判所に先決判決手続を申し立てた。 規定する欧州共同体消費財売買指令三条三項の規定に反するか 説)、その解釈が、消費者の売主に対する無償の代物請求権を 審の連邦通常裁判所は、 には言及していない点を重視したのである。それに対し、 項の規定が、瑕疵ある目的物の返還だけを命じ、 額の償還請求権を否定した 使用利益の返還も命じている、と解釈した上で(つまり、 それを受けて欧州裁判所は、 まず、 右のクヴェレ事件の第一審・控訴審は、 同じドイツ民法四三九条五項の規定が (否定説)。ドイツ民法四三九条五 消費財売買指令三条の規定が使 使用 (使用 利益相当

二〇〇八年一二月、 民法旧四七四条五項=現行四七五条三項 常裁判所は、 用利益相当額償還を否定しているという解釈を示した。連邦通 それに従って否定説を採った。さらに、 否定説に従った法改正を実現した(ドイツ

日本 (拙著四二三頁

3

が国では、 この周 辺の条文が欠けている。

(1) わ

目的物返還義 民法五六二条 項の規定に従って買主が代物請求する

三九条五項・三四六条一項)。それに加えて、Yは、Xに対し、

まで使用していた瑕疵あるオーブンを返還した(ドイツ民法四

六条一項の規定と同様、これを肯定するべきである(私見によ 場合において、引き渡された契約不適合物の返還を命じる明文 の規定が欠けているけれども、ドイツ民法四三九条五項・三四

である)。そしてその際には、ドイツ民法三四八条の規定と同 う主張 れば、根拠条文は、民法七○三条ではなく、民法五六二条一項 代物給付と同時履行の関係に立ち、 (潮見説)が既に有力である。 引換給付となる、とい

(2) だが、使用利益相当額の返還義務は、否定するべきである。 使用利益相当額返還

まれるという判例があり(最判昭和五一・二・一三民集三○巻 号一頁)、それが参考になりそうである。

たしかに、解除の効果としての原状回復に使用利益返還が含

案が特殊であったことが当初から指摘され 先に述べたように、代物給付の際における不適合物自体の返還 物を給付したことに起因するからである。そして、わが国では、 についてすら明文の規定が欠けている。しかも、右判例も、 である。というのは、そもそもそうなったのは、売主が不適合 しても、それが売主によって奪われるほどに不当なものか否か しかし、問題は、代物給付によって買主が使用利益を得たと (瀬川説)、賛否も 事

六 目的物取付け後の追完 (拙著二) 儿 頁

1 問 題

後まもなくタイルが変色して欠陥品であることが判明した。X に代金二、〇〇〇ユーロで請け負わせた。ところが、工事終了 一○ ㎡分購入し、それを自宅の浴室に敷き詰める工事を職人A X (買主)は、Y (売主) から代金五〇〇ユーロでタイルを

は、Yに対して、タイルの代物給付に加え、②不適合タイルを

剥がす費用(取外費用)、⑥代物タイルを敷く費用 を求めたい。認められるか否か?

k.

2

(1)

誰が費用負担するの

費用 その違いは重要ではない)。 担」するのか、という問題である(②⑤をXが支払済であれば きは、③不適合物の取外しと⑤代物の取付けの費用を誰が「負 た後に瑕疵が判明した場合において、買主が代物請求をすると 要するに、引き渡された売買目的物が他の物に取り付けられ 「償還」請求、未払であれば費用「支払」請求となるが

(2)肯定説 (現行法)

③不適合物の取外しとり代物の取付け双方の費用が必要である ので、②⑤双方を代物給付 に置かれるべきである、という考え方である。そのためには が契約内容に適合するものであればそうであったであろう立 肯定説の基礎は、買主は、 (ドイツ民法四三九条一項)が含む、 売主の代物給付によって、 目的物

きである(結論においてドイツの消費財売買と同じ)。

いて使用利益返還までは買主は義務づけられない、

分かれ、反対説

(加藤雅信説)も強い。

これらを考え合わせると、

わが国では、売主の代物給付にお

と解するべ

裁判所は、

それに沿うよう判例を肯定説に変更した。

さらに、

(二〇一二年)と桟事件判決(二〇一四年)に

タイル事件の消費財売買について

③ゴム事件判決

連邦通

常裁判所は、

0 お

解釈が消費財以外の売買にも及ぶことを否定した。こうして

取

にしている(ドイツ民法四三九条三項)。 と解することになる。 現行法は、 法改正を経てこの立場を明確

否

だから、 なわち、XYの契約は、 それに対し、否定説は、 取外し・取付けまでは「代替物の引渡し」に含まれな あくまで売買であって請負ではない 当事者意思を基礎に置 いてい る。 0 す

売主が自ら製造した物を納入する場合)、それを請求すること ないけれども、 相当額は、 瑕疵ある物を引き渡すだけでは売主の帰責事由は肯定され と解するのである。 っとも、否定説を採った場合にも、 損害賠償としては認められる可能性があり、 例外的に売主に帰責事由があれば 取外し・取付け (たとえば、 すなわ の費用

判例と法改正の経緯

ができる(ドイツ民法二八○条一項後段)、と解するのである。

連邦通常裁判所は右否定説を採用する。 ①フローリングプロック事件判決 しかし、 (二〇〇八年) では、 ②タイル事件

ブロック事件判決を否定した)。 を受けた欧州裁判所は、二〇一一年、 双方について肯定説を採用した(つまり、 同年、 それを受けた連邦通常 取外し (③)・取付け フロ 1 リング

> 取外し・取付けの費用が追完請求権の範囲に含まれるか否かに ついて、 売買の目的物が消費財であれば肯定し、そうでなけれ

ば否定する、という判例の分裂が生じた その分裂を解消して、 全面肯定説を採ったのが、

改正によるドイツ民法四三九条三項の新規定である

(5) ま 80

を売主に請求できるか、という問題について、 に伴って発生する②不適合物の取外しと⑥代物 が判明した場合において、 全面肯定説を明文で規定している。 引き渡された売買目的物が他の物に取 買主が代物請 求をするときは、 り付けられた後に瑕 結局、 の取付けの 現行法は それ 疵

という単独の事件を巡る論争であり、 したのに対し、この論点は、 代物給付における使用利益返還 フローリングブロック事件 Ē 立法まで二年余りで解決 の論点がクヴェ V 事

において、二〇〇九年の連邦通常裁判所の先決判決手続申立て であった。いずれの論点も、 〇一七年)に至るまで、一〇年の長きにわたり新 ○八年)に始まり四つの連邦通常裁判所判決を経て法改正 判例・学説・立法が協同して論点 債 務法 の花形

日本 (拙著四二五頁

3

を発見し解決するという法発展のプロ

セスが顕著である。

渡し」は代物引渡 した場合において、 た売買目的物が他 付け H 本でも 0 費用負担も含むか、 同様 の問題を提起できる。 しに加えて、 の物に取り付けられた後に契約不適合 民法五六二条一項の規定する という問題である (1)不適合物の取外 すなわち、 しとし代物 一代替物 引き渡され が判明

肯定説を採るべき、と考えることができる。のであればそうであったであろう立場に置かれるべきであり、は、売主の代物給付によって、目的物が契約内容に適合するも

売買契約当事者の利害状況はドイツと同様であるので、買主

七 おわりに(拙著四七七頁

れるべきである、ということでもない。の問題が日本でも論じらいの学説が日本でもそのまま通用する、ということではもちろいの学説が日本でもそのまま通用する、ということは、ドイこの個別報告で私がもっともお伝えしたかったことは、ドイ

り(→五、六)、幾多の論点が債務法改正後の二○年間(特に自後の一○年間)を彩ってきた。そして、それらの論点を判直後の一○年間)を彩ってきた。そして、それらの論点を判め、学説・立法が三位一体となって解決してゆく中で、ドイツの売買論の明確性と安定性は、二○○一年の債務法改正当時をはるかに凌ぐ水準に達したのである。

日本民法学が国際水準に達することができるかどうかの勝負な説・立法が協同して債権法を発展させることこそが大切である。――ドイツにおいてとは生じる問題は違えども――、判例・学

れて一件落着、ではない。ドイツと同様に改正後の二〇年

【参考文献】

拙著『ドイツ売買論集』(信山社、二〇二一年)。

のだ、という思いをお伝えしたかったのである。

千葉大学教授)

フランスにおける信託的補充指定

の歴史的考察

立 公志朗

足

本研究の課題と方法

(2) 本研究の問題意識を明らかにするために、後継ぎ遺贈に指定を用いることによって生じる問題を抽出することである。(substitution fidéicommissaire) の分析に基づき、信託的補充(主) 本研究の目的は、フランス古法における信託的補充指定

関する議論の概要を説明する。後継ぎ遺贈とは、

遺言者Aが

理事長 理 45

H

宏

樹

伊 森

伊 今

今

久 藤 保 勢 和 地 野 子 丸 野 Ш H JII 尾 藤 菜 保 研 太 真 大 功 義 宏 邦 穂 敬 眞 真 嘉 和 栄 道 拓 紀 作 行 郎 子 樹 子 明 衡 E 寿 郎 文 也 寿 1 真 監 事 橋 鳥 和 吉 Ш 藤 林 長 手 田 杉 塩 谷 本 Ш 澤 永 本 井 H III 本 嶋 邊 中 中 澤 本 111 佳 泰 真 卓 敬 秀 友 誠 泰 宏 裕 好 義 幸 志 行 哉 征 敬 司 史 穣 豐 康 明 央 洋

野

剧 作 会株社式 萩 有斐閣学術セン 原 印 刷 株 式 会 4 社 1

制

印

酒

井

久 111 JII 鎌 鹿 金 金 冲 大 大 遠 F.

> 発 売 所

会株式 有

斐

閣

http://www.yuhikaku.co.jp

本 私 (東京大学法学部研究室 法 学

会

発

行

所

H

東京都文京区本郷七丁目

者兼 代表者 H 本 私 法 学 \mathbb{H} 会

発細

行集

宏 樹 令和四年四月三〇日 発 行

日本私法学会





第 83 号

シンポジウム

転換期の民法・消費者法・・・報告 後藤巻則ほか 担保法の現代的課題・・・報告 田高寛貴ほか 一新たな担保法制の構想に向けて 「機関設計」に関する規律の再検討・・・報告 野村修也ほか ミニシンポジウム 保険法施行一○年・・・報告 山下典孝ほか 一理論的課題と展望

個別報告

委任契約における受任者の指図遵守義務 (栗田 晶) / 契約責任決定規範の多元性 (木戸 茜) / 人格権の処分についての本人の承諾の法的意義(石尾智久) / 事実的基礎としての 意思とその法的構成 (池田悠太) /ドイツ売買論の現在 (田中宏治) /フランスにおける 信託的補充指定の歴史的考察(足立公志朗)/フランスにおける共有物の使用及び管 理に関する規律の形成(佐藤康紀)/時効援用権の理論構成に関する比較法的検討(嶋津 元) / 肖像の商業的利用を目的とする契約の規律(限元利佳) / 債権関係における当事者 の交替と旧当事者間における契約の効力(山岡 航)/費用賠償の二元的構造と遅滞責任 (上田貴彦) /株主代表訴訟の終了制度(顧 丹丹) / 中国における親会社の支配力行使 に伴う責任に関する一考察(盧 暁斐)/会社における当事者自治の可能性と限界(三宅 新)/金融機関の融資局面における情報提供義務(鬼頭俊泰)/株主総会決議の積極的確 認(藤嶋 肇) / 合併差止めの要件の検討(木原彩夏) / 会社法三五○条の制度趣旨に関 する一考察(髙木康衣) / 準共有株式についての権利の行使に関する規律(仲 卓真) 日仏の比較からみた「暗号資産」の法的位置づけ(原 謙一)/共同担保概念の民法上の 意義 (瀬戸口祐基)

> 大会記事・学会事務局からのお知らせ 欧文抄録

> > 有 斐 閣